

95 私立法律学校文部省の監督を廃止〔明治二十一年五月〕

五月八日

(注記1)

私立法律学校文部省ノ監督ヲ廃止ス

官報抄録

去ル十九年十一月文部省ニ於テ私立法律学校ヲ帝国大学総長ノ監督ニ属スル条規ヲ定メ爾来同監督ニ属セラレタル学校ハ東京府下ニ専修学校明治法律学校英吉利法律学校東京専門学校東京法学校ノ五校アリシカ今般右監督ヲ廃止セラレタルニ依リ去ル五日其旨ヲ府県ヨリ該学校ヘ達シタリ

二十一年
五月八日

(注記3)(注記2)

(注記1)

「校正」^(小牧)「騰写」^(金子)

(注記2)

「十」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「明治廿一年」

〔公文類聚 第十二編 明治二十一年 第二十四卷〕 2A, 11, ③369